

岩倉市立小中学校児童生徒学校給食費支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者の負担とする学校給食に要する費用（以下「学校給食費」という。）の一部を岩倉市（以下「市」という。）が支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の支援の対象者)

第2条 この要綱に定める学校給食費の支援の対象となる者は、岩倉市立学校設置条例（昭和46年岩倉市条例第51号）に規定する学校に在学する児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者とする。

(支援の額)

第3条 支援の額は、保護者が負担すべき児童等に係る学校給食費のうち、1食当たり30円とする。

(支援の方法)

第4条 学校給食費の一部を市が支援する方法は、保護者から徴収する学校給食費のうち、1食当たり30円を控除した額を徴収するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。